

川崎市立学校社会見学実施要領

川崎市教育委員会

昭和 28 年 2 月 3 日 制定

平成 4 年 12 月 21 日 改正

平成 8 年 12 月 21 日 改正

平成 9 年 12 月 1 日 改正

平成 11 年 3 月 12 日 改正

平成 13 年 12 月 5 日 改正

平成 14 年 12 月 6 日 改正

平成 17 年 2 月 18 日 改正

平成 21 年 2 月 17 日 改正

平成 22 年 2 月 17 日 改正

平成 24 年 3 月 28 日 改正

平成 25 年 3 月 22 日 改正

平成 26 年 3 月 18 日 改正

平成 27 年 3 月 23 日 改正

平成 28 年 3 月 24 日 改正

平成 31 年 2 月 14 日 改正

令和 2 年 3 月 5 日 改正

第 1 遠足・修学旅行・諸見学等

1 目的

遠足・修学旅行・諸見学等は、児童・生徒が、校内の学習では学びとることのできない事項を幅広く学習し、学校生活の充実向上に資する。

2 実施基準

遠足・修学旅行・諸見学等は、学校教育の目標を達成するために、全ての教育活動を総合した見地から実施するものであり、特に次の事項に留意して立案する。

- (1) 特別の事情のある者を除き、児童・生徒全員が参加できることを原則とする。
- (2) 引率教員は、安全確保の立場から、児童・生徒おおむね 20 人に対して 1 人を基準とするが、児童・生徒の発達段階や行程の難易を考慮して適当な範囲で増減することができる。
- (3) 修学旅行は、小・中学校の場合最高学年において 1 回、高等学校の場合在学中 1 回実施するものとする。
- (4) 遠足・諸見学等は、各学年おおむね 3 回程度とする。ただし、経費を伴わない校外学習の場合は例

外とする。

- (5) 止むを得ざる不参加者に対しては、適切な指導を行う。
- (6) 特別支援学校においては、上記の項目について、児童生徒の実態に即した形で準用するものとする。
- (7) 日程と経費の基準は「別表第1」のとおりとする。

3 実施計画立案上の注意

学校は、遠足・修学旅行・諸見学等の実施にあたっては、児童・生徒がそれぞれの目的を十分達成できるように配慮しなければならない。

- (1) 児童・生徒の事前計画への参加や事後のまとめなどに配慮する。
- (2) 所要時間、諸経費等について無理のないよう配慮する。
- (3) 実施前には、旅行経路、交通機関及び現地の状況について必ず実地調査を行い、それに基づいて綿密な計画をたてる。
- (4) 宿泊の場合は、宿泊施設の消火器等器具の整備状況や非常口、避難経路、危険箇所等を確認し、また、警察署・消防署・病院等の現地関係機関の体制を確認しておくこと。
- (5) 実施中懸念される危険の防止策及び災害事故発生時の対応については、「学校防災計画（マニュアル）」等に基づき、きめ細やかな計画を立て、引率教員が熟知するとともに、児童・生徒に対する諸注意や訓練を徹底するなど、安全指導・安全管理に万全を期すること。また、災害事故発生時における教育委員会、現地関係機関及び保護者等への連絡体制を確保しておく。
- (6) 事前に校医と相談し、必要に応じ児童生徒の健康診断を行うとともに、保護者と情報共有し、日頃から健康観察を行う。また、実施期間中、引率者は健康管理について十分な配慮をする。
- (7) 食事については、事前の調査から安全面について細心の注意を払うとともに、特にアレルギー疾患をもつ児童・生徒がいる場合には、保護者や利用施設と共通認識を図り、個々に必要な対応を講じる。
- (8) 台風及び自然災害等の発生や、流行病・感染症等の拡大に伴い事業実施が困難となる場合は、児童生徒の命をまず第一に考え、事業の延期・中止など柔軟な対応を図る。また、事業の延期・中止に伴うキャンセル料等の費用発生及び関係各所への連絡・諸手続き等についても、十分念頭において計画を立てる。
- (9) 全日程にわたり、ゆとりのあるかつ柔軟な計画をたてる。
- (10) 実施期間中の指導計画や危険防止策、災害事故発生時の対応等については、綿密な計画書によって保護者への周知を行う。

4 実施上の手続き

- (1) 日帰りの場合は実施2週間前までに実施届を、宿泊をとまなう場合は実施3週間前までに実施承認申請書を教育委員会あて提出する。
- (2) 宿泊をとまなう場合で、事故又はその他の事由により計画に変更があったときは、実施後1週間以内に実施報告書を教育委員会あて提出する。
- (3) 止むを得ず日時等の変更があった場合は、直ちに教育委員会指導課あて電話連絡をする。

第2 その他の校外教育活動

1 校外教育活動

- (1) ここでいう「校外教育活動」とは、「第1 遠足・修学旅行・諸見学等」以外の休業中の校外教育活動及び修学旅行以外の泊を伴う校外教育活動を指し、その目的及び実施計画立案上の注意については、「第1の1項」及び「3項」に準ずる。
- (2) 引率教員の人数は、危険防止等を考慮して十分に配慮すること。
- (3) 実施上の手続きについては、「第1の4項」に準ずるが、実施届に記入する日程表はいつそう詳細にし、泊を伴う場合は細案を添付する。
- (4) 日程及び経費の基準は「別表第2」の範囲内とする。
- (5) 自然教室に関わる実施基準及び実施上の手続きについては別に定める。

2 合宿

- (1) 目的
規律ある生活の中での合宿の目的を明確にし、参加者にその目的を十分理解させて実施する。
- (2) 参加者
参加生徒については、必ず文書により保護者の承諾を得る。
- (3) 場所
選定にあたっては、施設環境および衛生などの調査を十分に行い、目的に即した適切な場所を選ぶ。
なお、できるかぎり近距離の地域が望ましい。
- (4) 指導者
必ず教員が同宿する。なお、監督者としての教員は、生徒10名につき1名以上参加することが望ましい。その際、少なくとも生活指導と技術指導の2名の参加は必要である。また女子生徒が参加する場合、原則として女子教員が同宿し生活の指導にあたる。
- (5) 安全指導・安全確保の徹底
実施中懸念される危険の防止策及び災害事故発生時の対応については、「学校防災計画（マニュアル）」等に基づき、きめ細やかな計画を立て、引率教員が熟知するとともに、生徒に対する諸注意や訓練を徹底するなど、安全指導・安全管理に万全を期すること。また、災害事故発生時における教育委員会、現地関係機関（警察署、消防署、病院、保健所等）及び保護者等への連絡体制を確保しておく。
- (6) 日程・内容
参加生徒の年齢、学年、性別、体力、健康状態を十分考慮し、無理のないものとする。
- (7) 健康調査
事前に校医と相談し、必要に応じて生徒の健康診断を行うとともに、実施期間中、引率者は健康管理について十分な配慮をする。
- (8) 食事・衛生
ア 食事については、活動の程度に応じた栄養が十分摂取できるよう、事前に施設との連絡をとる。
イ 飲料水、汚物処理、手洗い等に留意し、疾病の予防に細心の注意を払う。
- (9) 経費
宿泊費、交通費、雑費を含め、必要最小限度にとどめる。

(10) 生活指導

教員は必ず寝食を共にし、自主的な計画のもとに規律正しい生活が行われるよう指導する。

(11) 反省

実施後は必ず反省会をもち、その成果を評価し、今後の教育活動に役立てる。

3 登山等

(1) 目的

規律ある生活の中での登山等の目的を明確にし、参加者にその目的を十分理解させて実施する。

(2) 参加者

参加生徒については、必ず文書により保護者の承諾を得る。

(3) 場所

目的地の選定にあたっては、必ず実地調査を行い決定する。なお、生徒の体力にゆとりのある目的地であるよう配慮する。

(4) 指導者

ア 必ず教員が同行する。なお、監督者としての教員は、生徒10名につき1名以上とし、参加生徒が10人未満であっても必ず複数とする。また女子生徒が参加する場合、原則として女子教員を含むものとする。

イ 指導者の中に少なくとも1名、その実施コースを熟知している者を含める。

(5) 安全指導・安全確保の徹底

ア 実施内容、危険の防止策及び災害事故発生時の対応についてきめ細やかな計画を立て、事前に保護者への周知を徹底する。

イ 通信方法、行程略図、行動予定日、参加者の氏名、住所等を明らかにしておく。

ウ 災害事故等の不測の事態を考慮し、警察署・消防署・病院等の現地関係機関と密な連絡をとる。

エ 登山計画書を現地警察署、山岳連盟に必ず提出する。

オ 登山カードの記入は義務として励行する。

(6) 日程・内容

ア 必ず、準備会を開き、目的地について十分な理解をさせるとともに、携行品、役割、分担等の打合せをする。

イ 参加生徒の年齢、学年、性別、体力、健康状態等を十分考慮し、無理のないものとする。

ウ 特に、天候の急変等を考慮し、事故や災害をひきおこすことのないよう計画し、臨機応変の対応がとれるようにする。

エ 早朝に出発し、遅くとも日没2時間前には、目的地に到着できる行程計画を立てる。

オ 冬季（12月1日～3月31日）の登山は禁止する。

(7) 健康調査

事前に校医と相談し、必要に応じて生徒の健康診断を行うとともに、実施期間中、引率者は健康管理について十分な配慮をする。

(8) 食事・衛生

ア 飲料水、汚物処理、手洗い等に留意し、疾病の予防に細心の注意を払う。

イ 参加者の健康を常に観察し、疾病の早期発見など健康・安全の確保に努める。

(9) 反省

実施後は必ず反省会をもち、その成果を評価し、今後の教育活動に役立てる。

(10) その他

ア 下山後、現地警察署その他関係機関にその状況を必ず連絡する。

イ 施設の利用についての諸規則を厳守する。

(別表第1)

遠足・修学旅行・諸見学等日程及び経費の基準

学校種別	日程	学年	消費税相当額 10%適用 経費（年間）
小学校	遠足・諸見学等	1年	6,900円
		2年	6,900円
		3年	6,900円
		4年	6,900円
		5年	6,900円
		6年	6,900円
	修学旅行（1泊2日）	6年	18,300円
中学校	遠足・諸見学等	1年	6,900円
		2年	6,900円
		3年	6,900円
	修学旅行（2泊3日）	3年	66,000円
高等学校	遠足・諸見学等	1年	7,400円
		2年	7,400円
		3年	7,400円
	修学旅行（4泊5日）		114,500円
特別支援学校	遠足・諸見学等 修学旅行	※上記の各校種ごとの日程及び経費基準を準用するものとするが、児童・生徒の実態に即した形で対応する。幼稚部については小学校の基準に準じる。	

(注) 1 使用交通機関は、鉄道、車及び船舶とする。但し、高等学校は航空機も利用できる。

※ これ以外の交通機関の使用を希望する学校は、実施計画策定前に特例承認申請書を教育委員会あて提出し、承認を得る。

2 船車中泊は、避けることが望ましい。ただし、止むを得ず行う場合、中学校では車中泊を1泊以内とし、高等学校においても船車中泊は原則として1泊以内とする。

3 各校種別に設定した修学旅行の費用については、小学校長会作成の修学旅行計画及び業者見積額等を参照し設定している。

4 小学校の修学旅行は1泊2日、中学校の修学旅行は2泊3日を基準とする。

5 高等学校の修学旅行は4泊5日を基準とする。また、海外修学旅行については、「川崎市立高等学校海外修学旅行実施について（指針）」によることとする。

6 修学旅行以外の宿泊については、小学校は1泊とする。

7 この基準に関わらず、自然災害その他予測することができない事由により、行事が計画どおり実施できなかった場合は、状況に応じて対処するものとする。

8 「経費の基準」の捉え方としては、「上限」ではなくて「目安」として市全体で見解を統一する。

ただし、「基準額」の範囲内が望ましい。また、際限なく拡大解釈することは好ましくないこととして社会見学委員会（平成２１年２月１７日）にて確認した。

（別表第２）

その他の校外教育活動の日程及び経費の基準

学校種別	日程	消費税相当額 １０％適用 経費（年間）
小学校	２泊３日	２２，７００円
中学校	２泊３日	３９，５００円
高等学校	目的達成に必要な最低限度にとどめる。	
特別支援学校	※上記の各校種ごとの日程及び経費基準を準用するものとするが、児童・生徒の実態に即した形で対応する。	

（注）「別表第１」の遠足・修学旅行・諸見学等日程及び経費の基準における（注）の１、２、６、７、８項を適用する。

附則（平成３年１月３１日決定）

この改正要領は、平成３年４月１日から実施する。

附則（平成４年１月２４日決定）

この改正要領は、平成４年４月１日から実施する。

附則（平成４年１２月２１日決定）

この改正要領は、平成５年４月１日から実施する。

附則（平成６年２月２２日決定）

この改正要領は、平成６年４月１日から実施する。

附則（平成６年１２月２２日決定）

この改正要領は、平成７年４月１日から実施する。

附則（平成７年１２月１４日決定）

この改正要領は、平成８年４月１日から実施する。

附則（平成８年１２月２０日決定）

この改正要領は、平成９年４月１日から実施する。

附則（平成９年１２月１８日決定）

この改正要領は、平成１０年４月１日から実施する。

附則（平成１１年３月１２日決定）

この改正要領は、平成１１年４月１日から実施する。

附則（平成１３年１２月５日決定）

この改正要領は、平成１４年４月１日から実施する。

附則（平成１４年１２月６日決定）

この改正要領は、平成１５年４月１日から実施する。

附則（平成１７年２月１８日決定）

この改正要領は、平成１７年４月１日から実施する。

附則（平成２１年２月１７日決定）

この改正要領は、平成２１年４月１日から実施する。

附則（平成２２年３月１７日決定）

この改正要領は、平成２２年４月１日から実施する。

附則（平成２４年３月２８日決定）

この改正要領は、平成２４年４月１日から実施する。

附則（平成２５年３月２２日決定）

この改正要領は、平成２５年４月１日から実施する。

附則（平成２６年３月１８日決定）

この改正要領は、平成２６年４月１日から実施する。

附則（平成２７年３月２３日決定）

この改正要領は、平成２７年４月１日から実施する。

附則（平成２８年３月２４日決定）

この改正要領は、平成２８年４月１日から実施する。

附則（平成３１年２月１４日決定）

この改正要領は、平成３１年４月１日から実施する。

附則（令和２年３月５日決定）

この改正要領は、令和２年４月１日から実施する。